

(平成22年1月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和51年10月から同年12月までの期間、53年1月から同年3月までの期間及び平成14年1月から同年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年10月から同年12月まで
② 昭和53年1月から同年3月まで
③ 平成14年1月から同年2月まで
④ 平成16年2月から18年3月まで

「ねんきん特別便」が届いたのを契機として、国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間①から④までの納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

出産、引越等で国民年金保険料の領収書は残っていないが、申立期間当初は納付書で、後に口座振替で納付し、振替ができない時は、家族や知人に保険料の納付を依頼したこともあり、私の国民年金保険料は納めたはずなのに申立期間が未納期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②及び③について、申立期間はそれぞれ3か月又は2か月と短期間である上、各申立期間前後の期間の保険料は納付済みであることから、申立人が各申立期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

2 申立期間④について、申立人は口座振替で納付したとしているところ、オンライン記録から、申立人は、平成14年4月から口座振替による保険料納付を開始以降、口座振替による納付を継続していることが確認できる一方、申立期間④の16年7月25日以降、18年3月までの間に14回にわたり納付勧奨のため戸別訪問が行われ、その都度不在であったことが確認できる上、

申立人が口座振替により保険料納付を行ったとする郵便局の口座に係る通常貯金預払状況調書においては、16年10月以降の出金記録が無いなど、申立期間も引き続き口座振替により保険料を納付したことをうかがわせる形跡が見当たらない。

また、申立期間④の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで

「ねんきん特別便」を受け取ったことを契機に、国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の保険料の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

申立期間当時、生活の上で大きな変化もなく、金融機関の窓口で保険料を必ず納付していたから、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているなど、納付意識は高かったことが認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録から、昭和43年6月に払い出されたことが推認でき、この時点では、申立期間の保険料は現年度納付が可能であり、申立期間前後の申立人の生活に大きな変化は見られないことから、納付意識が高い申立人が申立期間の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から41年3月まで

年金問題の報道を契機に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の保険料の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

国民年金加入後、集落の区長宅に国民年金保険料を持って行き納付していたが、生活が苦しくなったので、申立期間の免除申請を行った。

昭和41年秋ごろ、生活に余裕が出てきたので、A村（現在は、B町）役場に出向き、申請免除期間の保険料として約7,000円を納付したはずなのに申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足時から国民年金に加入し、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、昭和45年11月の婚姻後は任意加入手続を行って保険料を納付し、53年1月からは付加保険料を納付しているなど、申立人の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、昭和41年秋ごろに申請免除期間の保険料として納付したとする金額は、申立期間に係る追納保険料額及び申立期間直後の41年4月から同年10月までの保険料額の合計額とおおむね一致する。

さらに、C市役所保管のD町役場（当時）作成の国民年金被保険者名簿から、申立人は昭和53年1月から付加保険料を納付していることが確認できるにもかかわらず、本来、作成、保管しておくべき申立人に係る特殊台帳が見当たらない上、申立人が女性であるにもかかわらず、オンライン記録上では、すべて男性として記録されているなど、行政側の事務処理が適切に行われていなかったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年

金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年10月から48年3月まで
② 昭和48年7月から50年3月まで

「ねんきん特別便」を受け取ったことを契機に、国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間①及び②の保険料の納付事実が確認できなかったとの回答を受けとった。

私が20歳になった際、母が「おまえの年金を納めない」と言って、国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれた。母は、家族の保険料をまとめて金融機関の職員に渡しており、「保険料も高くなってばかにならない」と言っていたのを覚えているので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとするその母は、自身及びその配偶者の国民年金加入期間の保険料はすべて納付済みであるなど、その納付意識は高かったことがうかがえる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年3月ごろに払い出されており、申立期間②直前の48年4月から同年6月までの保険料は納付済みであることから、納付意識の高かった申立人の母が申立期間②の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

2 申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号払出し時点（昭和49年3月ごろ）では、申立期間①の大部分は、特例納付によらなければ時

効により保険料が納付できない。

また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらの手続を行ったとするその母はすでに亡くなっているため、国民年金の加入状況及び納付状況が不明である。

さらに、申立期間において申立人の父が税務事務を委託していた税理会計事務所保管の申立人の父に係る昭和42年から50年までの確定申告書控によっても、申立期間①における申立人の保険料が納付されていた形跡が見当たらない。

加えて、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないとともに、申立人は、自身で保険料をまとめて納付した記憶はないとしている上、申立人の母が、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間①の保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、A社に勤務し、厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、同事業所における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（平成3年12月31日）及び資格取得日（平成4年6月1日）を取り消すことが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、18万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月31日から4年6月1日まで

「ねんきん特別便」が届き、厚生年金保険加入期間を確認したところ、申立期間の厚生年金保険加入記録が無いことが分かった。

私は、平成3年5月から8年4月まで、A社に勤務していた。

申立期間も厚生年金保険料は給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の保管する社員名簿から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険加入記録は、平成3年12月31日付けの資格喪失に係る事務処理が4年6月8日に遡^{そきゅう}及して行われているにもかかわらず、同年6月1日付けの資格取得に係る事務処理は、同年6月4日に行われており、他にも申立人と同様の処理がなされている同僚が複数人存在することが確認できるが、このような資格喪失及び取得に係る処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、社会保険事務所（当時）において誤った事務処理手続が行われたと考えるのが相当である。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成3年12月31日に資格を喪失し、4年6月1日に資格を取得した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失及び取得に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の申立期間に係る資格喪失日（平成3年12月31日）及び資格取得日（平成4年

6月1日)を取り消すことが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成3年11月のオンライン記録から、18万円とすることが妥当である。

新潟厚生年金 事案 734

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を平成4年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月31日から同年6月1日まで

「ねんきん定期便」を見て、A社に勤務していた申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は昭和43年3月21日から平成9年8月20日まで、A社を一度も退職したことは無く、ずっと厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社からの回答並びに同社及び申立人が保管する給与支払明細書から、申立人は、申立期間に同社に継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社及び申立人が保管する平成4年5月分の給与支払明細書の厚生年金保険料控除額から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を平成4年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務

所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年11月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月20日から同年11月20日まで

「ねんきん特別便」を見て、申立期間が厚生年金保険の加入期間とっていないことを知った。

平成7年11月20日にA社からA社B事業所へ転勤した。その際に、A社が、転勤による資格喪失日を7年11月20日と届け出るべきところ、誤って同年10月20日と届け出たため、申立期間が厚生年金保険の加入期間とっていないものである。

このため、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する雇用保険被保険者証、A社及びA社B事業所からの回答並びに両社が保管する賃金台帳から、申立人は申立期間においてA社に勤務し（平成7年11月20日にA社からA社B事業所に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成7年10月の定時決定に係る健康保険厚生年金保険標準報酬決定通知書（平成7年10月の資格喪失に伴い取消し）に記載された標準報酬月額及び賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により事業主が資格喪失日を平成7年10月20日として届け出たことが認められ、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年10月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日を昭和24年11月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年11月19日から25年4月1日まで

「ねんきん特別便」に厚生年金保険の未加入期間があったので、社会保険事務所に照会したところ、申立期間に係る厚生年金保険の加入期間は無いと
の回答を受け取ったが納得がいかない。

申立期間は、A社C事業所に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された社員カードから、申立人は、申立期間にA社C事業所に勤務していたことが確認できる。

また、事業主は、「申立人は、在籍者なので、毎月の給与から保険料は控除されていたと考えます。」と回答している上、申立人と同一の職種及び勤務形態であった4人の同僚は、オンライン記録から、申立期間当時も継続して厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社C事業所に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和25年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、4,000円とすることが

妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「納付していないと考えます。」と回答していることから、当該社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和24年11月から25年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月31日から同年4月1日まで

「ねんきん特別便」を確認した際に、平成7年3月31日まで勤務したA社の厚生年金保険被保険者記録が1か月欠落していることに気がついた。

申立期間当時の給与明細書は保管していないが、月末まで勤務したことは雇用保険の被保険者記録でも明らかであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(事業主通知用)には離職等年月日が平成7年3月31日と記載されていることが確認できる上、当該事業所の事業主は、「申立人の勤務期間は、平成2年4月1日から平成7年3月31日までである。」と回答していることから、申立人は申立期間に当該事業所に勤務していたことが確認できる。

また、申立人は申立期間に係る給与明細書を保管していないものの、A社の事業主は、「当時の給与明細書が残っていないため、はっきりと確認できないが、現在は、3月分保険料は3月20日締め切りの給与から控除しているので、申立人についてもそうだと思う。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成7年2月のオンライン記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において申立人の資格喪失日が平成7年3月31日となっていることから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から52年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月から52年7月まで

夫の年金受給関係手続の際、私の年金記録を照会したところ、申立期間が未加入とされていることを知り、その後、何回か社会保険事務所（当時）に問い合わせたが認めてはもらえなかった。

申立期間当時、私は夫の被扶養配偶者であったが、夫は、夫の勤務する会社から、「給与から控除されている厚生年金保険の保険料に、被扶養配偶者の国民年金保険料相当額が含まれており、私の国民年金保険料は納める必要がない。」と言われていた。夫は申立期間の厚生年金保険の保険料の控除を会社から受けていることから、私の国民年金保険料も夫の会社が納付していたものと思っており、申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫は、申立期間当時、自身では国民年金の加入手続を行っておらず、申立人の夫が当時勤務していた会社が加入手続を行い、保険料も納付していたと主張しているが、申立期間当時、申立人の夫が勤務していた3事業所の後継事業所は、「会社が国民年金の加入手続の代行はしていません」と回答している上、申立人の夫の元同僚も、「当時被扶養配偶者であった妻が会社からそのような取扱いを受けたことは無く、同様の話を聞いたことも無い。」と証言するなど、当該事業所において、従業員の被扶養配偶者に係る国民年金の加入手続が行われ、保険料が納付されていた形跡は見当たらない。

また、社会保険事務所（当時）の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年8月1日を資格取得日として、その夫が会社を退職した後の同

年8月9日に夫婦連番で払い出されたことが確認でき、申立期間の大部分は任意未加入期間であることから、この時点では、制度上、申立期間の保険料を納付することはできない。

さらに、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 10 月 20 日から 47 年 1 月 19 日まで

「ねんきん特別便」を受け取り、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間について加入記録が無いことが分かった。

私の記憶では、長女の出産日の前日まで、A社に勤務したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立期間当時、A社において厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の同僚に照会したものの、申立期間当時における申立人の勤務状況に関する具体的な証言は得られず、申立期間も引き続き申立人が当該事業所に勤務していたことを確認することはできない。

また、A社は既に解散している上、当該事業所の元事業主に対し、申立期間当時における申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除等の状況について照会したところ、病気により回答できない元事業主に代わって、その妻は、「当時の資料は残っていない。」と回答していることから、申立期間における申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、申立人は、A社を退職後に健康保険被保険者証を当該事業所に返納したとしているところ、当該事業所の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、当該被保険者証の返納年月日が昭和 46 年 10 月 29 日であることが確認できることから、当該事業所は、申立人の資格喪失日について社会保険事務所（当時）の記録どおりの同年 10 月 20 日付けで届け出たことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月 1 日から 56 年 1 月 26 日まで
「ねんきん特別便」を見て、申立期間が厚生年金保険の加入期間となっていないことが分かった。

昭和 55 年 10 月 1 日に公共職業安定所の紹介でA社に入社した。55 年 11 月に社長が死亡し、弟の専務が社長になった。また、社長の妹が経理を担当していたことや死亡した社長の妻も社員として勤めていたことなどを覚えているので、間違いは無い。

調査をして申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主は、前事業主（事業主の兄）が亡くなった昭和 55 年 10 月 19 日ごろに申立人が入社したと回答していることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、事業主は、申立期間当時、公共職業安定所の紹介により入社した人は2か月から3か月の見習期間を設けており、申立人についても申立期間は見習期間であったため、厚生年金保険に加入させていなかったと証言している上、申立期間当時にA社に勤務していた同僚一人は、当時、申立人が正社員になる前に3か月程度の見習期間があったと証言していることから、申立人の申立期間は見習期間であったことが推認できる。

また、申立人は事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶は無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月20日から22年10月11日まで
② 昭和22年10月1日から29年5月15日まで
③ 昭和29年5月15日から同年8月25日まで
④ 昭和29年9月1日から30年6月1日まで

「ねんきん特別便」を確認したところ、申立期間の厚生年金保険加入期間が抜けていたため、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、昭和21年4月20日から30年5月31日までに勤務していた申立期間について、脱退手当金が支給済みである旨の回答を受けた。

社会保険事務所（当時）の記録では、昭和32年11月14日に脱退手当金が支給されたこととなっているが、最後に勤務した事業所を退職してから2年5か月も経過しており、脱退手当金など考えも及ばない時期なので、脱退手当金を請求した覚えが無い。

脱退手当金は絶対受け取っていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、昭和32年11月14日に脱退手当金が支給決定されたことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された当時は通算年金制度創設前であり、申立人が最後に勤務した事業所を退職後、厚生年金保険への再加入歴が無いことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 7 月から 22 年 5 月まで

「ねんきん特別便」を確認したところ、A会（現在は、B会）に勤務した申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間は、A会C支部D村に駐在し、指導員の業務に従事したので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管するA会の辞令及び退職願から、申立人が、昭和 20 年 7 月 15 日から 22 年 5 月 20 日までA会に在籍し、同会C支部D村に駐在したことが確認できる。

しかしながら、B会は、「申立期間当時の厚生年金保険に係る資料は保管しておらず、申立てどおりの被保険者資格の取得及び喪失に係る届出の有無並びに厚生年金保険料の控除等の状況については不明である。」と回答している。

また、申立期間当時の複数の同僚に照会したものの、申立期間当時における申立人の厚生年金保険料の控除等の状況について確認することはできない。

さらに、申立人はA会C支部D村に駐在したと申し立てているところ、社会保険事務所（当時）の記録から、A会、同会C支部及びD村E会が厚生年金保険の適用事業所として確認できることから、上記三事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したものの、いずれの名簿においても、申立期間において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

加えて、申立人が名前を記憶している同職種の同僚及び上司についても、上記三事業所の申立期間における健康保険厚生年金保険被保険者名簿にその氏名を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

新潟厚生年金 事案 742

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 8 月 11 日から同年 9 月 1 日まで

「ねんきん特別便」の内容を確認したところ、家に保管してあったA社に勤務した当時の給与明細書 67 か月分すべてに厚生年金保険料控除額が記載されていたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者期間が 66 か月しか無いことに納得がいかない。

給与明細書では間違い無く 67 か月分の厚生年金保険料が控除されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険法第 14 条及び同法 19 条において、事業所を退職した翌日を厚生年金保険の被保険者資格喪失日とし、被保険者期間を計算する場合にはこの資格喪失日の前月までを被保険者期間に算入すると規定されている。これらの規定により、平成 12 年 8 月を被保険者期間とするには、申立人が少なくとも同年 8 月 31 日以降までA社に在職していることが必要であり、退職日の翌日である資格喪失日は同年 9 月 1 日以降でなければならない。

しかしながら、雇用保険被保険者記録により申立人が平成 12 年 8 月 10 日にA社を退職したことが確認できる上、申立人自身も同年 8 月 10 日に退職したことを記憶している。

また、平成 12 年 8 月分の給与明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できることについて、申立期間当時のA社の事業主は「申立期間当時の厚生年金保険料は当月控除であったが、資料はすべて廃棄済みのため、当時の状況を確認することはできない。」と回答しているものの、当該事業所は給与から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格を取得した月から資格を喪失した月までの 1 か月多い 67 か月の厚生年金保険料を誤って控除した

と考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、平成12年8月の厚生年金保険料を事業主により同年8月分の給与から控除されていることが確認できるが、申立期間において、申立人は当該事業所における厚生年金保険被保険者であったとは言えないことから、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。